○文部科学省告示第百四十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観として選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣　林　芳正

名称	所在地	区域	面積
阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山中央部の草原景観	熊本県阿蘇市	熊本県阿蘇市大字三田の一部 備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び阿蘇市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	六一一・六ヘクタール
阿蘇の文化的景観 南小国町西部の草原及び森林景観	熊本県阿蘇郡南小国町	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原及び大字赤馬場の各一部、中原川及び梅ノ木堂三の各一部 備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び南小国町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一二八二・二ヘクタール
阿蘇の文化的景観 涌蓋山麓の草原景観	熊本県阿蘇郡小国町	熊本県阿蘇郡小国町大字上田の一部 備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び小国町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一三・二ヘクタール
阿蘇の文化的景観 産山村の農村景観	熊本県阿蘇郡産山村	熊本県阿蘇郡産山村大字産三及び大字田尻の各一部、乙宮川の一部 備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び産山村教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	六五・三ヘクタール
阿蘇の文化的景観 根子岳南麓の草原景観	熊本県阿蘇郡高森町	熊本県阿蘇郡高森町大字上色見の一部 備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び高森町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	九三・六ヘクタール
阿蘇の文化的景観 阿蘇山南西部の草原及び森林景観	熊本県阿蘇郡南阿蘇村	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字白川、大字吉田、大字一関、大字中松、大字長野及び大字河陽の各一部 備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び南阿蘇村教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一九九五・八ヘクタール
阿蘇の文化的景観 阿蘇外輪山西部の草原景観	熊本県阿蘇郡西原村	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子の一部 備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び西原村教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一九・一ヘクタール

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第６９９３号

東京都江東区猿江１丁目５－18

債務者　漆原　寿和

1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　伊村健二朗

4　破産債権の届出期間　平成29年10月25日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月１日午前10時

6　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９８１号

東京都港区北青山２丁目12－８－801

債務者　木村　雄幸

1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田川　淳一

4　破産債権の届出期間　平成29年11月１日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月４日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１２４号

横浜市神奈川区片倉３丁目６番２号　クローバーハウスⅡ　203号

債務者　長澤　国彦

1　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大河内万紀子

4　破産債権の届出期間　平成29年10月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月５日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５８号

川崎市高津区諏訪３丁目９番３号　サンコー求協和　202

債務者　栃澤誠一郎

1　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　竹内　克己

4　破産債権の届出期間　平成29年10月27日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月６日午後１時45分

6　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０７９号

神奈川県綾瀬市早川城山３丁目２番12号　ヴィルフラン201

債務者　笠間　毅

1　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　浅葉　康之

4　破産債権の届出期間　平成29年10月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月12日午前11時20分

6　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９７号

山梨県甲府市幸町３番12号

債務者　笹本　隆

1　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　橋本　訓幸

4　破産債権の届出期間　平成29年10月27日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月13日午後１時45分

6　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係